

『単位PTA活動助成金』応募の手引き

令和4年6月

1 助成の対象

広島市PTA協議会に所属(会費を納入)するPTAが主催する、児童又は生徒に関する「教育環境の整備」、「家庭教育及び社会教育の振興」及び「福祉の増進」に資する内容の事業に対し、PTA会長からの申請に基づき、活動に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成します。

2 助成の内容

(1) 対象事業の例

各団体が「1助成の対象」の考え方に沿った創意工夫により自ら実施する事業です。例えば、下記のような事業が考えられます。

- ア) 学級担任と保護者が協力して行う学級活動
- イ) 保健指導に沿って行う食育活動
- ウ) 基本的な生活習慣の改善に向けて行う読書活動
- エ) 生活環境の改善に向けて行ういじめ対策活動
- オ) 地域の歴史を学習する地域団体との交流活動

(2) 助成対象の期間

助成金交付決定の通知があった日から令和5年2月末日までの間に、事業を実施し、かつ、助成金の交付請求を行ってください。

(3) 助成金の額

事業に必要な費用(飲食や供応接待に要する費用は除く。)の全部又は一部。
ただし、1団体に対する助成金の上限額を金4万円、かつ、全体の予算額として、金40万円以内とします。

(4) 助成対象項目 ※()内は例示

- ア) 報償費 (講師や専門家の謝礼金)
- イ) 交通費 (講師の交通費)
- ウ) 使用賃借料 (会場使用料・会場附属設備使用料)
- エ) 印刷費 (資料やチラシの印刷代)
- オ) 通信運搬費 (郵送料、運搬料)
- カ) 保険料 (事業参加者の保険料)

3 応募の方法

以下の受付期間内に「様式1 応募申請書」を、広島市PTA協議会事務局宛てに郵送又は電子メールにて申請してください。

【応募期間】令和4年6月7日(火)～8月31日(水)

4 助成金の交付

(1) 交付決定

応募があった場合、申請内容の審査をした後に、応募団体に対して交付決定（又は、交付非決定）の通知をします。

審査にあたっては、助成対象の要件を満たしているか確認し、応募が多数ある場合には、次の優先順位を考慮して決定します。

- ア) 被災その他により、特別の支援が必要であること
- イ) 会員数の少ない小規模団体であること
- ウ) 他団体の模範となる活動であること
- エ) 児童・生徒、地域団体など、多様な参加者からなる活動であること
- オ) 各区によるバランスを欠いていないこと

(2) 交付請求

事業実施後は、次の書類と併せて、速やかに交付請求を行ってください。請求方法は、応募申請と同様です。

なお、請求は、必ず令和5年2月末日までに事務局に到着するようお願いします。

- ア) 交付請求書（様式2）
- イ) 事業の実施内容がわかるもの（開催要項、会長名の案内状 など）
- ウ) 領収証の写し（請求書の費目に合わせて整理してください）

(3) 交付

交付請求の内容が確認されしだい、所定の口座に交付額を振り込みますので、2週間程度以上経過しても振り込まれない場合は、事務局に確認してください。

5 留意事項

- ① 予算内での助成金交付となるため、応募が多数あった場合など、所定の要件を満たしていても助成の対象とならない場合があります。
- ② 一連の手続きに重大な誤りがあった場合などは、交付の決定を取り消し、又は交付金の返還請求をする場合があります。
- ③ 応募期間、交付請求の期日などには、遅れないようにしてください。
- ④ 事務局からの内容問合せなどのため、実務に関する担当者の記載をしてください。
- ⑤ 確認を円滑にするため、領収証は単位PTA会長名で取得されるよう配慮ください。
- ⑥ 原則、事務局側から手続きの完了確認や催促は行いませんので、必要に応じて各団体において確認してください。

広島市PTA協議会事務局

TEL (082) 242-7195 Email : pta@hiroshimacity-pta.jp